

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12	5-000840

注) 建設業許可番号「1ー」は国土交通大臣許可, 「2ー」は茨城県知事許可, 「3ー」は他県知事許可を表す。業者番号「5ー」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年10月29日 ~ 令和5年4月28日(6箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

中外テクノス株式会社は、広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反したとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(独占禁止法違反行為)第5項に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表第2 (独占禁止法違反行為) 5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111